

水質検査の信頼性確保に関する取組検討会 運営要領

1. 趣旨及び目的

水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者（以下、「水道事業者等」）にとって、安全かつ清浄な水の供給を確保することは、最も基本的な義務であり、これを常時確保するためには、状況に即応した水質の管理が不可欠である。このため、我が国の水道においては、水道法第 20 条に基づき、水道事業者等が水質検査を行わなければならないとされており、水道事業者等は自らが必要な検査施設を設けるか、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録水質検査機関」という。）に委託することとされている。

水質検査機関の登録制度については、平成 15 年の水道法改正により導入されているが、登録制度の運用方針については、厚生科学審議会答申（平成 15 年 4 月）において、検査の質の確保を図るため、GLP の考え方を取り入れた精度と信頼性保証の体制を導入すべきことが提言されたことを受けて、水道法施行規則に登録の申請書類及び検査方法等に反映されている。

当該制度が施行され、平成 21 年度末において登録水質検査機関は 200 社を超えている状況にあり、水道事業者等が水質検査をこれらの機関に委託する機会は年々増加している。その一方、一部の登録水質検査機関において水質検査の実施の不正行為が発覚する等水質検査の信頼性を低下させる行為の発生が懸念される。

このことから、標記検討会を設置し、水質検査機関の登録制度が施行されてから現在に至るまでの水道事業者等の水質検査の委託に関する取組や登録水質検査機関の検査等の状況を踏まえ、水道事業者等が登録水質検査機関に水質検査を委託する際における水質検査の信頼性を確保する取組みの検討を進めるものである。

2. 検討事項

水道事業者等が登録水質検査機関に委託する際における水質検査の信頼性を確保する取組について検討する。

3. 検討会構成員

- (1) 厚生労働省健康局水道課長が委嘱し、委嘱期間は平成 23 年 3 月末日までとする。なお、委員に認められた者による代理出席も可とする。

- (2) 座長は平成 22 年度第 1 回検討会において委員中から選出する。
- (3) 委嘱期間内に委員の変更が必要となった場合は、厚生労働省健康局水道課長が他の者に委嘱する。

4. その他

- (1) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局水道課が行う。
- (2) 検討会の招集は、座長と協議の上、厚生労働省健康局水道課長が行う。
- (3) 検討会の公開の取扱いについては、検討会において決定する。
- (4) その他検討会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上厚生労働省健康局水道課長が定める。
- (5) 検討に当たっては、「水道水質検査精度管理検討会」と十分連携するものとする。